

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：中間市バドミントン連盟]

[記載日：令和8年2月24日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 創立以来、規約を定め、加盟団体を代表する理事による理事会を組織し、規約等の諸規定を遵守し適切な団体運営及び事業運営を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共施設等を使用して大会やイベント、会議を開催する場合は、当該施設の使用に関する規則や地方公共団体の安全管理に関する条例等を遵守し、適切に運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約に基づき理事、監事を選任し、理事会を開催し、適切に団体運営及び事業運営を行っている。また、各理事にはそれぞれ担当を決定し、適切に団体運営及び事業運営を行っている。更に、役員改選については加盟団体を代表する理事の互選による適切な選考を行っている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 毎年度、活動方針及び活動計画を理事会において策定し、目標及び目標達成のための主要活動は各加盟団体に公表している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 役員のコンプライアンス教育については、6月の理事会において、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」を配布し実施した。また、上部団体の研修等の開催を周知し、参加を促している。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 指導者、審判員選手等に、ハラスメント・差別・違法行為の防止、社会常識等のコンプライアンス研修を、11月の技術講習会時に合わせて実施した。次年度以降も定期的に実施予定。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 財務・経理処理においては、複数の担当者で確認し、適切、公正に処理を行っている。 監事には適格な者を配置し、財務経理業務と、業務・運営全般に涉り監査を受けている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 中間市及び中間市スポーツ協会などの公的助成の実施主体が定める実施要項、補助金要綱を遵守し、適切に処理し、報告を行っている。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 会計処理を公正かつ適切に行うために、会計担当理事と事務局長で相互にチェックを行っている。また、監事の助言・指導を得て、適切に処理している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 事業計画書、事業報告書、監査報告、役員名簿等を作成し、理事会において承認を受けており、加盟団体には報告している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 組織運営に係る情報は、規約、組織図、活動方針は理事会等で公表、大会要項等は中間市報等で公表、会員登録加盟団体窓口は県協会ホームページで公表している。一般への開示は次年度以降出来るだけ早い時点でホームページを作成し公表する事とする。また、「スポーツ団体ガバナンス・コード〈一般スポーツ団体向け〉」の遵守状況については、令和7年度中に県協会ホームページで公表する。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF 向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF 向け〉の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	